

令和
六 年
五 條 市 議 会 第 一 回 三 月 定 例 会 会 議 録 (第 四 号)

議 事 日 程 (第 四 号)

令和六年三月二十五日 (月曜日) 午前十時開議

- | | | |
|----|--------|--|
| 第一 | 議第 十七号 | 令和五年度五條市一般会計補正予算 (第十一号) 議定について |
| | 議第 三十号 | 五條市税条例の一部改正について |
| 第二 | 議第 二 号 | 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正について |
| | 議第 三 号 | 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正について |
| | 議第 九 号 | 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について |
| | 議第 十 号 | 五條市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議第 十一号 | 五條市介護保険条例の一部改正について |
| | 議第 十六号 | 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について |
| | 議第 十八号 | 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算 (第二号) 議定について |
| | 議第 十九号 | 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算 (第二号) 議定について |
| | 議第 二十号 | 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第二号) 議定について |
| 第三 | 議第 一 号 | 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定について |
| | 議第 四 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議第 五 号 | 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| | 議第 六 号 | 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| | 議第二十一号 | 令和六年度五條市一般会計予算議定について |
| | 議第二十二号 | 令和六年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について |

	議第二十三号	令和六年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
	議第二十四号	令和六年度五條市介護保険特別会計予算議定について
	議第二十五号	令和六年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
	議第二十六号	令和六年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
	議第二十七号	令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
	議第二十八号	令和六年度五條市水道事業会計予算議定について
	議第二十九号	令和六年度五條市下水道事業会計予算議定について
第 四	同第 一号	五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	同第 二号	五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	同第 三号	五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 五	選第 一号	五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
第 六	発議第 一号	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について
第 七	発議第 二号	五條市議会基本条例の制定について
第 八	発議第 三号	五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について
第 九	発議第 四号	五條市議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一 番	仲 山
二 番	本 山
三 番	直 俊
	嘉 嗣 樹

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長
平	福	井	石	善	西	櫻	中	久	谷
岡	塚	上	田	本	本	本	本	保	口
清	勝	恵	茂	隆	久	茂	賢	雅	久
司	彦	充	人	典	雄	樹	二	彦	美

四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
谷	吉	窪	岩	福	山	吉	藤	大
田		本	塚	口	田	富	谷	
勝	佳		耕	雅	美	龍		
啓	正	秀	孝	実	司	範	子	雄

事務局職員出席者

産業環境部長	平	己	富	長
都市整備部長（土木管理担当）	池	嶋		晶
都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）	上	田	井	
教育部長	名	迫	雅	朗
西吉野支所長	岡	川	民	長
大塔支所長	吉	川	佳	秀
会計管理者	榮	林	淳	子
水道局長	柴	田	裕	彦
総務部次長・財政課長事務取扱	戸	野		哲
事務局長	西	峯	久	美
事務局次長	小	田	光	章
事務局次長補佐	辰	巳	大	輔
事務局総務係長	神	農	典	子
速記者	福	本	光	希

午前十時零分開会

○議長（福塚 実）ただいまから去る十一日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。
中山俊樹議員から遅刻届が出ております。

この際、申し上げます。本日の会議中、報道機関に対し、傍聴席から写真撮影等の撮影を許可しております。

○議長（福塚 実）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合の報告があります。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月十六日午後二時四十五分から、やまとクリーンパークにおいて開催されました「令和六年やまと広域環境衛生事務組合第一回定例会」の概要を報告いたします。

本会議に先立ち、午後二時から全員協議会が開催され、新たに副管理者に就任された高江啓史田原本町長並びに新たに議員に就任された本市議会の福塚 実議長及び田原本町議会の持田尚顕副議長の紹介があり、日程の確認等が行われ、全員協議会は終了となりました。

午後二時四十五分に開会された本会議では、南議長の開会の宣告に続き、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、開議宣言、議席の指定、会議録署名議員の指名が行われ、会期を一日間とすることが決定されました。

続いて議案審議に入り、「令和五年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）」につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ三千百七十四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を十一億七百二十五万六千円とするもので、健康増進施設事業負担金を減額するものであり、歳入においては財政調整基金繰入金を減額するものであるとの説明がありました。

本件については、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されました。

次に「令和六年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額は十億二千五百六十五万八千円とし、歳入のうち、構成市町村負担金は八億五千八百六十八万一千円、他市町村負担金は五千六百十七万二千円、売電収入は八千五百万円等で、歳出については、健康増進施設費千五百七万円、財政調整基金積立金一億四千四百三十八万円、ごみ処理費七億三千七百五十九万二千円等であるとの説明がありました。議員から、吉野町の一般廃棄物処理負担金として五千六百十七万二千円が上がっているが、これとは別に吉野町が支払っている負担金は幾らかとの質疑に対し、令和五年十月に加入負担金として一億五千五百万円が支払われているとの答弁がありました。

また、議員から、健康増進施設については売電収入を充てるとのことであったが、経緯を説明いただきたいとの質疑に対し、人件費や材料費等の高騰により吉野町の負担金も充てるとの答弁があり、また議員から、系統連携受電サービスク二百十六万円について質疑があり、令和六年度から導入されるものであり、関西電力株式会社に支払うものであるとの答弁がありました。

本件については、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては事務局に保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、「令和六年やまと広域環境衛生事務組合第一回定例会」の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 以上で、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。（「一番」の声あり）一番、仲山 嘉議員。

〔一番 仲山 嘉登壇〕

○一番（仲山 嘉）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十六日午後二時から奈良県広域消防組合消防本部において開催されました「令和六年奈良県広域消防組合第一回定例会の概要」について報告いたします。

会議では、初めに、上田 徳議長が欠席のため、西井 覚副議長が議長の職務を行うこととし、出席議員の報告に続き、会議成立宣言がありました。

次に、本市の役員改選に伴う議員の辞職及び新議員の選出については、名簿による報告があり、管理者の亀田樞原市長から議会招集の挨拶がありました。

日程に入り、会議録署名議員の指名に続き、議会運営委員会委員長から報告を受け、会期を二月二十六日の一日限りとすることが決定しました。

議長諸報告に続き管理者諸報告があり、国道百六十九号（下北山村）の崩土事故に対する救助活動及び令和六年能登半島地震に対する救急消防援助隊の派遣について、また消防組合十年の歩みや成果、今後の取組について紹介がありました。

次に、一般質問があり、高取町議会新澤良文議員から、大規模災害に対する備えについて及び職員の風紀（職員教育と指導）について質問があり、大規模災害対応については、各種活動計画が準備されており、奈良県消防協会との連携の在り方について検討していくとともに幼少期からの防災教育に積極的に取り組んでいくとの答弁が、風紀改善については、コンプライアンス委員会を設置するとともに「消防職員のこころえ」というコンプライアンスハンドブックの配布やモチベーション維持のための職場環境の構築や倫理観の高揚など再発防止に努めるとの答弁がありました。

次に、「損害賠償の額の決定の専決処分の報告について」は、公用車の事故の二件に係る損害賠償額の決定について管理者から報告がありました。

次に、「奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、及び「奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、それぞれ管理者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「令和五年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第二号）について」は、管理者から歳入歳出予算に三億五千三百七十九万二千元を追加し、歳入歳出の予算総額を百三十九億四千二百八十万一千円とするものであるとの提案理由の説明があり、香芝市議会の川田 裕議員から償還金について、また、大淀町議会の北 マユ美議員から需用費の減額補正について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「令和六年度奈良県広域消防組合一般会計予算について」は、歳入歳出予算総額を百五十五億六千八百九万二千元とするものであるとの説明があり、香芝市議会の川田 裕議員から、予算書へ財産調書の添付を要望する質疑が、また大淀町議会の北 マユ美議員から、備蓄品やホームページの認知度を上げるための取組について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「財産の取得について」は、管理者から消防ポンプ自動車二台と救助工作車一台を買い入れるものであるとの提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて」は、管理者から、弁護士の中村吉孝氏の再任を求めるものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり同意されました。

次に、追加議案として提出された「令和五年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第三号）について」は、管理者から、歳入歳出予算に三百四十万四千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百三十九億四千五百九十万五千円とするものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

最後に、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申入れが承認されました。

全ての日程が終了したため、管理者から閉会の挨拶があり、第一回定例会は閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、「令和六年奈良県広域消防組合議会第一回定例会」の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団議会の報告があります。（「十一番」の声あり）十一番、藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十八日午後二時から、南奈良総合医療センターにおいて開催されました「南和広域医療企業団議会令和六年第一回定例会」の概要を報告いたします。

本会議では、浦西議長の開会宣告に続き、開議宣言、会議録署名議員の指名が行われ、会期を一日間とすることが決定されました。

次に、議案審議に入り、初めに、「令和五年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第二号）」について「は、新型コロナウイルス患者・難病患者・化学療法患者に係る薬品費増に伴うものであるとの説明がありました。

次に、「令和六年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を百十二億七千八百八十九万三千円、支出を百十四億七百五十九万八千円とするもので、当年度純損失は一億二千八百七十五万五千円となっており、一方、資本的収支は、収入で七億五百七十五万七千円、支出で十九億三百九十五万九千円を計上しており、支出に対して収入が不足する額十一億九千八百二十万二千円については損益勘定留保資金で補填するとの説明がありました。

次に、「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、企業団職員の経営意識を醸成し、経営の安定化を図るため、職員に支給する期末手当の一部を業績に連動した支給とするための改正であり、「南和広域医療企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、奈良県人事委員会勧告等に基づく企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改正並びに企業団の経営安定化を目的として、期末手当の一部を業績連動支給とするための改正をするものであるとの説明があり、慎重審議を期するため、いずれの議案も総務委員会に付託されました。

次に、「南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めること」については、野迫川村議会の別所誠司議員が選任されました。

その後、開催された総務委員会に付託された四議案について慎重審議を行い、各議案とも原案どおり可決することに決しました。

また、理事者からの報告事項として、「令和五年度診療状況について」「令和五年度決算見込等について」、また、その他報告事項として、「南奈良看護専門学校の特待生制度の創設及び指定校推薦の入学試験の導入について」「へき地診療所におけるオンライン診療（実証実験の実施）」について「南和モデルの推進（へき地支援ナース・医療専門職の派遣）」について「訪問看護体制の強化（サテライト型訪問看護STの設置）」について「令和六年度能登半島地震被災地への医療支援について」等の説明を受け、災害時における薬剤処方及びへき地診療所における診療体制について、闊達な意見交換を行い、総務委員会は終了いたしました。

その後、本会議が再開され、総務委員会に付託された四議案について採決を行い、原案のとおり可決され、併せて、総務委員会からの議案

閉会中の継続審査事項についての申出が可決され、本会議は閉会されました。

なお、会議資料等につきましては事務局に保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、「令和六年南和広域医療企業団議会第一回定例会」の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 以上で、南和広域医療企業団議会の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。
これより日程に入ります。

日程第一、議第十七号及び議第三十号議案の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「五番」の声あり）総務文教常任委員会、吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正） ただいま議題となりました議第十七号及び議第三十号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

初めに、議第十七号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第十一号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億五千五百五十八万七千円を追加し、総額で二百二億一千七百一十一万一千円とするもので、歳出予算の主な内容は、職員の人件費の更正、減債基金への積立金の追加、戸籍情報システム改修費、心身障害者医療費扶助及び福祉医療費貸付金、介護報酬改定等に伴うシステム改修費、防災重点ため池の劣化状況調査及びため池豪雨調査の国の補正予算追加交付決定に伴う所要額の追加であり、歳入予算の主な内容は、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、今年度末の正規職員及び会計年度任用職員の退職者数をただしたのに対し、「現時点では正規職員が十七名、会計年度任用職員については任期満了をもって退職することから、詳しい人数は出ていない。」との答弁があり、委員から、職員の意見や要望を踏まえた業務量に対する適切な人員配置についてただしたのに対し、「業務内容と各所属長のヒ

アリング等を経て人員配置をしており、採用に関しては、採用試験委員会で人数を決定している。業務量に対する一時的な人員不足については、会計年度任用職員で対応していく方針である。」との答弁があり、委員から、ため池調査業務委託料三千六百万円の調査内容についてた
だしたのに対し、「ため池特措法に基づき、構造や水利機能等の低下状況を把握し、防災工事の必要性を判断するための調査であり、堤体や
洪水吐の測量等を行い、それらを総合的に判断するための調査である。」との答弁があり、委員から、現時点で調査が必要なため池の総数を
ただしたのに対し、「防災重点ため池の総数は百六十六池で、令和五年度末の完了予定数は八十三池である。」との答弁があり、委員から、
補修工事が必要なため池のうち、工事が完了したため池数をただしたのに対し、「現在のところ補修工事が必要という結果は出ていないため、
一件も行っていない。」との答弁があり、委員から、この数年間の予算にため池工事の予算があるが、この調査とは別に工事を行っているの
かをただしたのに対し、「調査の結果による工事等ではなく、地元要望に基づく、ため池の廃止等の工事である。」との答弁がありました。

委員から、補修工事が必要なため池がもう少し増えるような調査内容にすべきではないのかとただしたのに対し、「ため池の調査の基準、
調査内容は決まっております、その調査結果をため池防災システムに反映している。基準の上げ下げについては、五條市単独では難しい。」との
答弁があり、委員から、昨年六月二日の災害復旧工事は、この繰越明許費の執行で全部完了するのかをただしたのに対し、「国の災害査定を
受けた災害復旧工事は全て完了となる。」との答弁がありました。

また委員から、減債基金積立金の追加についてただしたのに対し、「普通交付税の追加交付九千三十八万四千円を財源に一億円を追加する
もので、将来の公債費負担の減額に使用し、後年度の公債費の財源に充当していくように基金の積立てをするものである。」との答弁があり、
委員から、森林環境基金積立金の追加についてただしたのに対し、「今回の補正額を入れて五千八十四万六千円の歳入予定である。森林整備
事業、担い手育成事業、木材利用普及啓発事業の三本立てで事業を実施している。」との答弁があり、委員から、森林環境譲与税の森林関係
以外への流用についてただしたのに対し、「使途は森林関係と決まっております、その対象となる事業を実施している。」との答弁がありました。
本案については、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十号 五條市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和六年二月二十一日に公布され、同日か
ら施行されたことに伴い五條市税条例の一部を改正するもので、令和六年能登半島地震に係る雑損控除額等の特例を定めるための規定の整理
を行うものである。との当局の説明により了承した次第であります。委員から、本市に条例の対象になる方がおられるのかをただしたのに
対し、「現時点で罹災証明等の発行をしていないため、対象者はいないと思われる。」との答弁がありました。

また委員から、東日本大震災のときにもこのような特例があったのかをただしたのに対し、「地方税法の改正によるもので、東日本大震災

のときは法律の改正がなく、今回は地方税法の改正があり、条例の一部改正をするものである。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十一日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第十七号及び議第三十号議案の二議案を一括して採決いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第二、議第二号、議第三号、議第九号、議第十号、議第十一号、議第十六号、議第十八号、議第十九号及び議第二十号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり）厚

生建設常任委員会、山口耕司委員長。

〔厚生建設常任委員長 山口耕司登壇〕

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました議第二号、議第三号、議第九号から議第十一号、議第十六号、議第十八号から議第二十号までの九議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正につきましては、市内産業のうち、特に農業の維持及び振興を目的として、本市に移住及び定住を予定している者の生活支援を行うため、本条例の全部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、具体的にどのような方々がこの条例に該当するのかをただしたのに対し、「現在、西吉野農業高等学校の生徒及び家族が入居される予定で、その方々に加えて新規及び雇用就農される方を想定しており、今後は短期就労の方にも入居していただけるよう整備することを考えている。」との答弁があり、委員から、外国人就労者も該当するのかをただしたのに対し、「現在のところ、外国人の方を想定していない。」との答弁があり、委員から、この条例が制定されてからの利用者数をただしたのに対し、「条例制定後に家族の入居はないが、卒業生の支援として令和四年度一名、令和五年度一名の実績となっている。」との答弁があり、委員から、入居に関する優先順位をただしたのに対し、「高校生、卒業生及びその家族を一番に、その次に新規及び雇用就農者、最後に農繁期の短期就労者と考えており、規則で定めることになる。」との答弁がありました。

また委員から、住宅に入居できる期間を三年間とした理由をただしたのに対し、「仕事を身に付ける準備期間を三年間と考えており、卒業生については三年間、在校生の家族については在校期間として制定したものである。」との答弁がありました。

また委員から、募集戸数等をただしたのに対し、「戸数は六戸あり、三DKである。」との答弁があり、委員から、市営住宅との違いをただしたのに対し、「市の産業のうち特に農業の維持振興を目的とし、移住・定住にもつながるものである。」との答弁がありました。

また委員から、柿の時期だけの三か月の季節労働者の場合の敷金をただしたのに対し、「敷金は三か月分を予定している。」との答弁があり、委員から、市長が別に定める者とはどういうものかをただしたのに対し、「一旦、寮に入っていた寮生が親と同居する場合等である。」との答弁がありました。

また委員から、移住・定住を目的とするのであれば、連帯保証人の緩和を検討すべきではないかとただしたのに対し、「今後、検討してま

いりたい。」との答弁があり、委員から、本市の移住・定住対策はたくさんあり、それを一つにまとめたパンフレットなどを作成し、幅広く募集すべきではないかとたどしたのに対し、「今後、検討してまいりたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三号 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正につきましては、指定管理者制度を導入することを目的として、本条例の全部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、食肉処理加工施設の総予算等をただしたのに対し、「令和四年度のジビエール五條の実績は、人件費込みの支出額が約一千五百万円、売上額が約五百七十万円であり、約九百三十万円の赤字である。」との答弁があり、委員から、指定管理者制度に移行しようとする理由をただしたのに対し、「民間のノウハウを活用し、今後、地域産業として広く普及させるため、今回、提案させていただいた。」との答弁があり、委員から、指定管理料零円で応募が見込めるのかをただしたのに対し、「サウンディング型市場調査の結果、見込みのある業者が複数あり、今回、提案させていただいた。」との答弁があり、委員から、後にトラブルが起らないよう地元に対し説明会等は開催したのかをただしたのに対し、「自治会長への説明のみであるが、地元との約束事等をしっかり守りながら進めたいと考えている。」との答弁がありました。

また委員から、指定管理になっても水質検査等を今までどおり実施するのか、また、トラブル等があったときの行政指導等をただしたのに対し、「指定管理となっても水質調査等は市が責任を持つて行う。」との答弁がありました。

また委員から、サウンディング型市場調査での状況をただしたのに対し、「四者のうち二者が感触としてある。」との答弁があり、委員から、ジビエカレー等の商品開発も含め事業の現状をただしたのに対し、「現在、捕獲頭数が激減しており、食用の肉自体が少ないため需要に追いついておらず、加工食品にしている状態である。」との答弁があり、委員から、商品や販売経路もしっかり継続できるのか、指定管理になればそういった事業も復活できるのかをただしたのに対し、「販売経路については継承していただけると伺っており、新たな商品については、今後、協議することになる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正につきましては、福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子供までに拡大するため、関係条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、助成方法の改正内容及び条例の施行日を八月一日とした理由をただしたのに対し、「県内は令和六年八月から十八歳を過ぎた最初の三月三十一日までの方は現物給付となり、窓口で一部負担金を支払いただくだけで医療サービスを受けてもらえるこ

となる。橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町の伊都医療圏においても、社会保険の被保険者に限られるが、現物給付が可能になる。施行期日は県で統一的に取り組むことから、令和六年八月一日としたものである。」との答弁があり、委員から、市民への広報についてただしたのに対し、「八月の診療に向け、県内外、伊都医療圏とあるので、できるだけ分かりやすい形での広報に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、五條市国民健康保険税の税率を令和六年度の奈良県統一保険料（税）に改正するため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、奈良県統一保険料（税）に改正するため、これまで二回に分けて改正したのかとただしたのに対し、「平成三十年の県単一化から現在まで二回改正している。」との答弁がありました。

また委員から、被保険者の負担は何パーセント上昇するのかをただしたのに対し、「平均して約一パーセント、一千九十八円程度上昇すると見込んでいる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十一号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業計画の見直し及び介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料を改めるため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十六号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきましては、水道整備管理行政に係る所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることとなり、水道法の一部が改正されることに伴い規定の整備を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十八号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千三百四十五万五千円を追加し、総額で四十一億六千七百八十五万五千円とするもので、歳出予算の主な内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報に係る経費の財源更正、保険給付費の負担金補助及び交付金において、医療費が当初の見込みを上回り、不足が生じるための所要の経費の追加等であり、歳入において県支出金等を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

しました。

次に、議第十九号 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千六十万七千円を追加し、総額で四十二億一千七百四万五千円とするもので、歳出予算の主な内容は、介護保険報酬改定に伴う介護保険システム改修業務委託料、介護保険財政調整基金への積立金等であり、歳入において前年度繰越金等を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在の基金についてただしたのに対し、「現在の基金は四億九千二百十五万九千四百七十七円である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千二百八十万円を追加し、総額で五億六千九百八十万円とするもので、歳出予算の主な内容は、奈良県後期高齢者医療広域連合による保険料の賦課金額の決定により、保険料負担金が当初の見込みを上回り、不足が生じるため所要の経費を追加するもので、歳入として後期高齢者医療保険料を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から「五條市老人保健福祉計画及び第九期五條市介護保険事業計画について」、「五條市し尿くみ取り料金について」、「県域水道一体化に向けた検討状況について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）報告は終わりました。この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十一日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第二号、議第三号、議第九号、議第十号、議第十一号、議第十六号、議第十八号、議第十九号及び議第二十号の九議案を一括して採決いたします。

お諮りします。

ただいまの厚生常任委員会委員長の報告がありましたとおり、本九議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本九議案は原案のとおり可決されました。

トイレ休憩のため、十一時まで休憩いたします。

午前十時四十四分休憩に入る

午前十一時再開

○議長（福塚 実） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第三、議第一号、議第四号、議第五号、議第六号及び議第二十一号から議第二十九号までの十三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託して御審査いただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり） 予算審査特別委員会、山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司） ただいま議題となりました議第一号、議第四号、議第五号、議第六号及び議第二十一号から議第二十九号ま

での十三議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る三月十一日の本会議におきまして、令和六年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、吉田 正議員、谷 勝啓議員、秋本直嗣議員と私、山口耕司の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、山口耕司が、副委員長に岩本 孝委員がそれぞれ互選されました。

次に、審査日程、審査順序及び審査方法等については、協議の結果、審査日程については、三月十四日、十五日及び十八日の三日間とすること、並びに審査順序及び審査方法等については、初めに、予算関連議案について提案者の説明を受け審査を行い、次に、人件費関係の審査、次に、部局ごとに一般会計歳出予算の審査を行い、特別会計、企業会計を所管する部局は、特別会計、企業会計の歳入歳出予算の審査を併せて行い、次に、一般会計歳入予算の審査を行い、最後に総括質問を行うこととしました。

以下、十四日の午前十時に開会いたしました本委員会の質疑の概要と審査の結果を報告いたします。

初めに、議第一号 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定につきましては、公立認定こども園の今後の在り方等について検討するための五條市教育・保育のあり方検討委員会を設置するにあたり本条例を制定しようとするものであるとの当局の説明があり、委員から、今回、条例を制定するにあたり検討しなければならない事案があるのかをただしたのに対し、「本市の公立認定こども園の整備後約二年が経過し、少子化が劇的に進み、保護者の教育・保育に対するニーズは多様化している状況であり、教育・保育の質の向上に向けての取組、保育教諭の人材確保、また効率的な運営が可能な民間活力の導入など今後のこども園の在り方を研究・検討するためである。」との答弁がありました。

また委員から、委員の委嘱等についてただしたのに対し、「教育委員会の承認を得て教育長が委嘱することになる。」との答弁がありました。

委員から、委員の構成についてただしたのに対し、「保育教育に関係する大学教授、公認会計士、関係行政機関の職にある者、市民の代表については、保護者会の代表者を検討している。」との答弁がありました。

次に、議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、農地法等の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するとともに、五條市教育・保育のあり方検討委員会を設置することに伴う、当該委員会の委員報酬及び費用弁償に係る規定の追加及び、五條市学校運営協議会規則に規定する委員の報酬及び、費用弁償に係る規定を追加するため、本

条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、委員から、農業委員の報酬における国からの交付金と一般財源についてただしたのに対し、「事業費全体が一千八百六十六万六千円、うち交付金適用額が七百二十九万八千円、市の単独費用が一千百三十六万八千円となる。」との答弁がありました。

また委員から、農業委員会の改正後の能率給の基準をただしたのに対し、「農地利用最適化交付金という制度があり、何日、立会いを行ったかという日額積算になる。」との答弁がありました。

また委員から、農業委員、農地利用最適化推進委員の基本給をただしたのに対し、「会長三万七千円、他の農業委員二万六千円、推進委員一万九千円であり、改正後は、会長四万五千円、他の農業委員三万三千円、推進委員三万二千円となる。」との答弁がありました。

また委員から、他市の状況をただしたのに対し、「五條市は、農地面積が二番目、農家数は四番目、農業売上額は一番となっており、これらの条件を踏まえ、各報酬について県下の市の平均値となるよう改めるものである。」との答弁がありました。

次に、議第五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国における災害派遣対応の運用や、職員の勤務実態等を勘案した改定及び、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等業務手当の特例の廃止を行うため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、委員から、災害派遣業務手当日額七百三十円の算出根拠をただしたのに対し、「奈良県の職員の特殊勤務手当に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する規則で定める支給額を参考に設定している。」との答弁があり、委員から、動物死体処理手当八百円の算出根拠をただしたのに対し、「県内では、七百元から八百円を設定する団体が半数以上を占めており、この価格帯の八百円を参考に設定している。」との答弁がありました。

また委員から、事務職と現場に関わる職員に金額の区別はあるのかをただしたのに対し、「事務と技術的な支援において金額の違いはない。」との答弁がありました。

次に、議第六号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、本市の会計年度任用職員の給与の種類に、勤勉手当を加える所要の規定が追加されたことに準じ、会計年度任用技能労務職員についても同様の措置を講じる必要があることから、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明がありました。

次に、一般会計及び特別会計並びに企業会計における給与費の審査を行い、委員から、令和五年度における退職者数と次年度採用者数をただしたのに対し、「令和五年度中の採用人数は九月採用と十月採用で十五名、令和六年四月一日採用予定が九名である。退職者は現時点では十七名の予定である。」との答弁がありました。

次に、議第二十一号から議第二十九号までの九議案につきまして、部局ごとに審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。
初めに、市長公室についてであります。

一 移住支援金についてただしたのに対し、「東京圏への一極集中の是正と地方の担い手不足解消のため、デジタル田園都市国家都市構想交付金を活用した事業であり、東京圏からの移住者一世帯当たり百万円、単身世帯の場合は一世帯当たり六十万円、子育て加算百万円を計上している。令和元年度にこの制度が始まったが、今のところ本市での実績はない。」との答弁がありました。

二 職員研修業務委託料についてただしたのに対し、「係長級を対象とした研修業務、人事評価研修、ハラスメント研修、障害者雇用の研修に対する業務委託料となっており、令和六年度は四件の研修を行う。」との答弁がありました。

三 広報紙の配布業務委託料の実績についてただしたのに対し、「令和五年三月時点で二千七百六十四世帯に配布し、一部当たり税抜六十九・三円で単価契約をしている。令和四年度実績は年間で二百三十八万六千円である。」との答弁がありました。

四 職員のストレスチェック、心の相談業務委託料についてただしたのに対し、「ストレスチェック委託料は、Webでストレスチェックを行い対応等の検証を行うもので、心の相談業務委託料は臨床心理士による相談業務であり、令和六年度は対面だけではなくWebや電話などでカウンセリングを実施する。令和五年度の利用実績は令和六年二月末現在で三十五名である。」との答弁がありました。

次に、総務部、選挙管理委員会についてであります。

五 地域力創造アドバイザー派遣委託料についてただしたのに対し、「総務省の地域力創造アドバイザー事業を活用し、地域特産物の六次産業化を地域の事業者と連携して行うにあたり、国に登録しているアドバイザー一名から助言をいただくものである。」との答弁がありました。

六 デジタル推進費委託料の増額要因をただしたのに対し、「国が進める基幹住民情報システムの標準化、共通化事業一億三千七百五十万円が要因である。」との答弁がありました。

七 ホームページシステム機能追加業務委託料についてただしたのに対し、「市民の皆様が分かりやすいよう行政手続を整理したページを追加するものである。」との答弁がありました。

八 公有財産購入費の用地購入費についてただしたのに対し、「今井島台工業団地の土地開発公社保有の今井四丁目二〇一七の一、ほか五筆、一千二百三十九・八六平米の買戻しと、大塔町阪本と篠原の官行造林の立木の国持分の買取りである。」との答弁がありました。

九 ライブカメラ保守点検業務委託料についてただしたのに対し、「五條東小学校、まちなみ伝承館、賀名生の里歴史民俗資料館、そして大

塔ライフハウスの四か所の費用である。」との答弁がありました。

次に、公債費及び予備費については、質疑がありませんでした。

次に、危機統括室についてであります。

十 特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金についてただしたのに対し、「特殊詐欺に対する機能がある電話の購入費用の二分の一を補助するもので、上限を一万円とした。」との答弁がありました。

十一 消火ホース格納庫の設置事業補助金についてただしたのに対し、「消火ホースや自治会等にある格納庫の更新である。」との答弁がありました。

十二 消火ホース格納庫設置事業補助金の対象となる団体、補助の上限額などの要綱についてただしたのに対し、「対象は自治会、地区自治連合会、自主防災組織、その他ホースの格納庫を管理する団体で、対象事業費が百万円でその三分の一を補助するものである。」との答弁がありました。

十三 自衛隊誘致促進事業委託料についてただしたのに対し、「防衛協会五條支部に委託している六十万円である。」との答弁がありました。次に、すこやか市民部については、質疑がありませんでした。

次に、国民健康保険特別会計、大塔診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、質疑がありませんでした。次に、あんしん福祉部についてであります。

十四 五條市社会福祉協議会に市から職員を派遣しているのかをただしたのに対し、「市からの派遣はない。」との答弁がありました。

十五 結婚新生活支援事業補助金についてただしたのに対し、「五條市で結婚し新生活を行う三十九歳以下の世帯を対象に、引越費用や新しく住宅を取得する費用などを補助するもので、少子化対策の一環として進めている。今年度は四世帯の申請がある。」との答弁がありました。

十六 ひとり親家庭福祉費の減額要因をただしたのに対し、「資格取得を支援するひとり親家庭自立支援給付費の受給者が三名減少することによる。」との答弁がありました。

十七 五條キッズフェスティバルの開催委託料についてただしたのに対し、「子供が木のおもちゃ等に触れる機会を設けることで、森林環境を大切にする思いやりなどを醸成し、また子供に対する思いやりの育成を目的に十二月初旬に実施予定である。」との答弁がありました。

十八 草刈業務委託料についてただしたのに対し、「旧保育施設八か所と保育所用地二か所の草刈を年二回実施するもので、旧保育施設八か

所は約五千六百平米になる。」との答弁がありました。

十九 測量業務委託料、建築物石綿含有建材調査業務委託料についてただしたのに対し、「旧保育所用地の境界を再度、確認するために測量を行うものと、旧保育施設のアスベスト含有状況の調査である。」との答弁がありました。

次に、介護保険特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、産業環境部、農業委員会についてであります。

二十 エコ・リレーセンターごじょうの包括業務委託を考えているのかをただしたのに対し、「令和七年十月頃を予定している。」との答弁がありました。

二十一 農業委員会費についてただしたのに対し、「農業委員十九名、推進委員二十名の総勢三十九名であり、増額分は全て市の単独費用である。」との答弁がありました。

二十二 食肉処理加工施設維持管理業務委託料についてただしたのに対し、「地元の阪合部新田町に、施設の掃除や夜の見回りなどの業務を委託している。」との答弁がありました。

二十三 農山漁村振興交付金についてただしたのに対し、「五條北宇智活性化協議会をつくり、直売所、集荷施設、加工所の整備を予定している。国費一〇〇パーセントで市の負担はない。」との答弁がありました。

二十四 国営施設応急対策事業費負担金についてただしたのに対し、「令和元年度から五年度にかけて、一ノ木ダム揚水機場のポンプなどの更新を行った事業の五條市負担分である。財源は過疎債を予定している。」との答弁がありました。

二十五 五條市観光イメージアップ事業委託料についてただしたのに対し、「主に、JR五条駅前の観光案内所の運営や観光振興に資する活動、イベントへの着ぐるみによる出演等である。」との答弁がありました。

二十六 奈良インバウンド促進協議会負担金についてただしたのに対し、「奈良県における外国人観光客の受入れ体制等を一体的に整備促進し、国際観光の振興を図ることを目的としている協議会への負担金である。」との答弁がありました。

二十七 起業家支援施設管理業務委託料についてただしたのに対し、「新町にある大野屋の維持管理に係る委託料で、内容は鍵の開閉、開館時の館の管理、施設の利用案内、また観光案内等である。」との答弁がありました。

二十八 十二社に支払われる企業立地・雇用促進奨励金についてただしたのに対し、「前年度納付の固定資産税額に応じて支払われるもので、確定値である。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、水道局については、質疑がありませんでした。

次に、都市整備部についてであります。

二十九 吉野川河川敷木製ベンチ修繕工事費についてただしたのに対し、「水辺の楽校公園内の築堤の法面部分に設置されている木製ベンチを交換するもので、財源は過疎債の充当を考えている。」との答弁がありました。

三十 道路舗装事業工事費についてただしたのに対し、「一平米当たり六千円程度必要で、三千八百万円で六千三百平米程度と考えている。」との答弁がありました。

三十一 交通安全対策施設整備事業工事費に区画線に関する予算が含まれているのかをただしたのに対し、「区画線に関する予算は道路補修工事費の中に含まれている。テクノパーク・ならの道路については舗装と一体と考えている。」との答弁がありました。

三十二 都市公園施設長寿命化対策工事費についてただしたのに対し、「来年度、二見川端児童公園、岡五号児童公園、あづみ台三号公園の遊具の長寿命化対策の工事を予定している。」との答弁がありました。

三十三 市道LED照明器具借上料についてただしたのに対し、「市内一円の市道に設置されている道路灯、総数七百七灯の一年間のリース代であり、期間は令和三年十月一日から令和十三年三月三十一日までの百十四か月間。契約の相手方は三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社である。」との答弁がありました。

三十四 テクノパーク・ならにおける暗い場所への道路灯の追加についてただしたのに対し、「市道住川一号线かと思われるが、工業地帯でもあり、通勤で利用される方が多いことから、現状を調査、確認し対応を検討する。」との答弁がありました。

三十五 新金剛トンネル建設推進事業負担金についてただしたのに対し、「民間団体である新金剛トンネル建設を進める会の事務補助であり、京奈和自動車道と大阪南部高速道路を新金剛トンネルの建設により接続するという構想で、具体的なルート、規模、構造、延長等は未定の状態である。」との答弁がありました。

次に、下水道事業会計については、質疑がありませんでした。

以上、下水道事業会計までの審査を終了し、委員会は延会しました。

十四日に引き続き、十五日午前十時から審査を再開し、教育委員会事務局から審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

三十六 保育所等業務効率化推進事業補助金についてただしたのに対し、「私立こども園の保育業務支援システム導入に対する補助金である。

市立こども園については、令和四年度にシステムを導入している。」との答弁がありました。

三十七 子ども・子育て支援事業補助金についてただしたのに対し、「私立の学童保育所におけるオンライン化を整備するための補助金で、新規の補助金である。」との答弁がありました。

三十八 緊急用給水システム定期点検委託料についてただしたのに対し、「五條小学校の体育館に設置しているものは、避難所を開設したときのトイレ等の給水を行うものであり、五條西中学校に設置しているものは、システム上は飲料用にも使用可能なものである。」との答弁がありました。

三十九 トイレ改修工事費について、何基を改修するかをただしたのに対し、「令和六年度は牧野小学校体育館で三基、五條東小学校教室棟で四基、合計七基の改修を予定しており、一基に換算すると約百八十万円必要になる。便座は温式を予定している。」との答弁がありました。

四十 全ての小・中学校における交換予定のトイレ個数をただしたのに対し、「洋式化への改修予定は現在、百九基である。」との答弁があり、委員から、五年より早くならないかとただしたのに対し、「施政方針で五年計画と申し上げたが、少しでも早く改修を行いたい。工事が始まってからの経過を見ながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四十一 図書館司書派遣業務委託料についてただしたのに対し、「図書館司書を各校当たり四時間、週二回程度派遣しており、子供たちの読書活動推進の充実に努めている。」との答弁がありました。

四十二 学力向上推進事業委託料についてただしたのに対し、「地域、家庭と連携し児童生徒の学習意欲の向上等を進めていくために、奈良教育大学近藤 裕教授を座長に年四回程度、委員会を実施し各学校に提言している。」との答弁がありました。

四十三 教育振興費の増額要因をただしたのに対し、「主な増額理由は、小学校の令和六年度以降使用教科書採択による教員用の教科書、また指導書等の購入のためである。」との答弁がありました。

四十四 遠距離通学生徒通学費補助金についてただしたのに対し、「市立小学校及び中学校へ遠距離通学をする児童または生徒の保護者に対し通学費の一部を補助するもので、令和六年度は五條中学校の一名、五條東中学校の十名を予定している。」との答弁がありました。

四十五 住宅支援家賃補助金についてただしたのに対し、「五條市立西吉野農業高等学校を卒業し、本市において就農する者に対して家賃を補助するもので、現在、一名の活用がある。」との答弁がありました。

四十六 伝建事業に伴う修理修景整備補助金についてただしたのに対し、「制度は平成二十三年度から始まったもので、令和六年度は二件の

補助を予定している。伝統的建造物として登録されている百六十五件のうち六十九件の修理・修景補助の実績があり、率としては四二パーセントとなる。」との答弁がありました。

四十七 中学校のクラブ活動の地域移行についてただしたのに対し、「来年度以降に各種関係機関、団体等で組織する協議会を立ち上げその中で協議を進めていく。」との答弁がありました。

四十八 ICT支援業務委託料についてただしたのに対し、「現在、四名の支援員が週に一回以上、小・中学校を回っており、機器のトラブル対応だけでなく教員に対する資料の提供などのサポートも行っている。」との答弁がありました。

四十九 校内通信ネットワーク支援業務委託料についてただしたのに対し、「小・中学校に整備した一人一台端末を活用したデジタル教科書や増加するデータ通信量に対応するため、校内の通信ネットワークシステムのサポートをする業務で、扶桑電通株式会社と契約している。」との答弁がありました。

五十 エレベーター設置工事設計業務委託料についてただしたのに対し、「五條小学校に重度障害のある児童が入学予定であり、今後、対応していくためのエレベーターを計画したものである。」との答弁がありました。

五十一 スクールバス運行委託料についてただしたのに対し、「令和六年度は、西吉野方面七台、阪合部・大深方面三台、阿太方面三台、北宇智方面四台、合計十七台を予定している。令和五年度は、西吉野方面、阿太方面、北宇智方面が五條二見交通株式会社、阪合部・大深方面は株式会社野原タクシーが受注している。新年度における乗車見込人数は、西吉野方面で小・中学生が百一名、阪合部・大深方面で五十九名、阿太方面で三十九名、北宇智方面で九十八名、合計二百九十七名である。」との答弁がありました。

五十二 スクールバスに一般市民は乗車できないのかをただしたのに対し、「子供たちの安全を最優先に、現在、一般の方との混乗は行っていない。」との答弁がありました。

五十三 こども園費の賄い材料費についてただしたのに対し、「こども園の給食の賄い材料に係る経費となっており、財源は子ども支援基金からの繰入れを充当している。」との答弁がありました。

五十四 小・中学校の給食費についてただしたのに対し、「現在のところ、公立の小・中学校の子供たちを対象に給食費の無償化を進めているものである。」との答弁がありました。

五十五 文化祭委託料において、多くの公民館利用団体が参加できるよう、どのような取組をするのかをただしたのに対し、「文化祭終了後に各団体へのアンケート調査等を行っており、より多くの団体が参加できるように市役所庁舎内での開催も研究し、できる限り対応してま

いりたい。」との答弁がありました。

五十六 発掘調査業務委託料の予定場所をただしたのに対し、「個人住宅の建築に関して届出があった場合に、緊急的に対応するためのものである。」との答弁がありました。

五十七 五條市史編纂事業の進捗状況をただしたのに対し、「事業は令和十二年度までを計画しており、令和五年度から専門部会の調査結果をまとめたものを順次刊行していく計画である。紙媒体を基本とし、最終的にはCD、DVDのディスク形態で仕上げたいと考えている。」との答弁がありました。

五十八 五條市史編纂事業にいつから取り組まれ、どれだけの経費がかかっているのかをただしたのに対し、「事業は実質令和元年度から始まり、コロナ禍での遅れを取り戻すべく調査を鋭意進めている状況である。令和元年度から令和四年度まで一千六百六十二万六千円余りの事業費を執行している。」との答弁がありました。

五十九 五條市史編纂事業をもっと早く進める考えはないのかをただしたのに対し、「令和十二年度までの計画で動いており、できる限り早い段階で、最終的によりよい五條市史が完成するように力を尽くしてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、議会事務局、西吉野支所、大塔支所、出納室及び監査委員事務局については質疑がありませんでした。

以上、一般会計歳出の審査を終了し、次に、一般会計歳入の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

六十 個人住民税が一億一千七十万円減となる要因についてただしたのに対し、「定額減税の影響、人口減少に伴う自然減少及び農業所得の減少が主な要因である。」との答弁がありました。

六十一 ゴルフ場利用税交付金が六百万円の増額となる要因についてただしたのに対し、「令和五年度予算は、コロナ禍等による集客数減少等を見込み二千万円としていたが、決算見込において二千六百万円程度となり、来年度予算を二千六百万円としたものである。」との答弁がありました。

六十二 市有地の売却収入についてただしたのに対し、「旧阿太保育所の土地二千五百平米を、単価八千四百円で現有状態での売却を予定している。」との答弁がありました。

六十三 A L T住宅使用料についてただしたのに対し、「J E Tプログラムで派遣されているA L T二名が、市が契約している住宅に入居しており、本人負担額は、家賃七万一千円から住宅手当の二万八千円を引いた四万三千円である。」との答弁がありました。
以上、一般会計歳入の審査を終了し、次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 公立小・中学校のエアコンの設置状況についてただしたのに対し、「音楽室、理科室、美術室などいわゆる特別教室九十五か所中四十八か所、約五〇・五パーセントが整備されている。令和六年度予算に各校から要望のあった二十三か所の工事設計業務を計上している。」との答弁がありました。

二 災害時に避難所となる体育館の空調設置計画等についてただしたのに対し、「文部科学省による学校施設環境改善交付金の補助率が、二分の一にかさ上げされているが、断熱効果のある改修工事を、屋根、壁、床に施すことが条件となっており、概算で五千万円程度かかる見込みである。そのため学校体育館は指定避難所となっているが、財政面も勘案し、緊急防災減災事業等の起債等の活用や、エアコンの種類や工事の形態なども研究してまいりたい。」との答弁がありました。

三 5万人の森公園の管理と現状についてただしたのに対し、「指定管理について、三月十三日までの公募において複数者の応募があった。」との答弁があり、委員から、七月までは直営なのかをただしたのに対し、「七月までの三か月間は、直営での管理を予定している。」との答弁がありました。

四 震災時の飲料水の確保、井戸水の状態を把握している担当課があるのかをただしたのに対し、「現在のところ明白な担当部署は決まっていない。」との答弁があり、委員から、奈良市の新しい取組について把握しているのかをただしたのに対し、「大規模災害時に給水が停止した場合、近隣被災者への飲料水以外の生活用水の提供を目的とした、災害時生活用水協力井戸を募集登録しているという現状は、確認している。」との答弁があり、委員から、井戸水の水質検査についてただしたのに対し、「県内では、宇陀市菟田野にあるヤマト環境センターが、厚生労働省の水質検査機関へ登録しており、水道法に基づく検査が可能と聞いている。」との答弁がありました。

五 五條小学校の飲料水兼用耐震性貯水槽の水は、飲料水としての活用方法があるのかをただしたのに対し、「発災時、水道管の破損等で断水し、また停電が発生した際にも耐震性貯水槽の四十トンの水が利用可能であり、緊急給水システムは、貯水槽の水をろ過し、加圧給水ポンプにて体育館一階と二階の手洗いと水洗トイレに使用する。この水は当然飲用としても活用できるものである。」との答弁がありました。

六 給水システムの点検についてただしたのに対し、「点検内容は、給水システム本体各部、エンジンポンプ等の配管等の確認、試運転、劣化損傷の点検、また電動ポンプの試運転、フィルター、経路の確認等である。」との答弁があり、委員から、五條小学校の貯水槽と五條西中学校のプールの水質検査を実施しているのかをただしたのに対し、「年一回の点検はしているが、水質検査等は実施していない。」との答弁がありました。

七 市庁舎の雨水を利用した地下タンクについてたまたしたのに対し、「雨水を貯めるタンクと、雑用水を貯めるタンクがあり、雨水の砂等を取り除き消毒した水を雑用水として、市庁舎の水洗トイレやにぎわい広場の散水用の水として使用している。」との答弁がありました。

八 市庁舎は一時避難所となっているが、断水時もトイレが使用できるのかをたまたしたのに対し、「非常発電機があり、停電時でもトイレの水を流すことが可能で、最大七日間稼働できる。」との答弁がありました。

九 こども家庭センター設置の趣旨をたまたしたのに対し、「児童虐待対応件数や子育てに困難を抱える家庭が増加傾向にあることから、相談支援の強化を図るため、令和四年に児童福祉法が改正され、今まで別々に子育て支援をしていた母子保健業務と児童福祉業務を一体化させたこども家庭センターの設置が令和六年四月から努力義務となることから、本市においてもよりきめ細かな支援を行うために、四月から児童福祉課内に設置するものである。一つの課になることで早期の対応や、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の強化が可能になる。」との答弁がありました。

十 産婦産後ケアについてたまたしたのに対し、「母親のこころとからだのケアを目的に、医療機関等で親子が宿泊し休養できる支援事業である。」との答弁がありました。

十一 満一歳までの乳児を養育している世帯への紙おむつの無償配布についてたまたしたのに対し、「専門の職員が毎月おむつを持って訪問し、育児の悩みを聞いたり、必要な助言をその場で行うことで、母親の育児不安の軽減、また虐待予防等も進めていきたい。」との答弁がありました。

十二 五條市への観光客の動向についてたまたしたのに対し、「ＪＲ五条駅前の観光案内所への訪問者数の増加からも、観光客が戻っている動きがあると実感している。」との答弁がありました。

十三 インバウンドへの対処をたまたしたのに対し、「今後も多くの外国人観光客に訪れてもらえるよう、陀々堂の鬼走りなど、五條市ならではの歴史的遺産を、広域で構成する協議会やメディアの力を借りて広くＰＲしていきたい。」との答弁がありました。

十四 防犯カメラ設置に対する補助金についてたまたしたのに対し、「犯罪の抑止の効果もあることから、どのような地域を対象に、どのような方に補助ができるのかなどを、各市町村の状況を調査しながら研究してまいりたい。」との答弁がありました。

十五 防火水槽が設置されている土地で有償なものをたまたしたのに対し、「旧五條市内に三基あり、防火水槽設置の際に、自治会と所有者との取決めで、自治会が土地の使用料を負担してきたという経緯がある。それを市が引き継いで管理をしている。ほとんどの防火水槽が無償で提供されており、適正な方法に向けて、御理解、御協力を求めています。」との答弁がありました。

十六 ジビエール五條を指定管理にした場合の個体の確保についてただしたのに対し、「現在、市の捕獲檻で確保した個体だけの搬入になっているが、改正後は猟師や近隣の市町村にまで範囲を広げ個体の確保を図っていきたい。」との答弁がありました。

十七 新金剛トンネル建設促進事業負担金五十万円の内容についてただしたのに対し、「民間団体への経費の負担金であり、内訳は、旅費、通信運搬費、消耗品費等が対象となっている。」との答弁があり、委員から、市から負担金が出ていることについてただしたのに対し、「市がお金を出さないと言ったのは建設費についてである。協議会は、五條市の活性化、発展のため、五條市をもっと活発にして多くの人々に訪れてもらおうという民間の方々の思いから立ち上げられたものである。」との答弁がありました。

十八 市内の住宅の耐震補強工事の状況についてただしたのに対し、「住宅土地統計調査の結果に基づいた令和七年の推計では、五條市内住宅全体の約二割、一千六百六十九件が耐震化の必要な住宅になる。」との答弁がありました。

十九 市内の危険家屋の把握状況についてただしたのに対し、「平成二十八年の空き家調査では、倒壊の危険性が切迫し、緊急度が極めて高いものが四十一件あったが、その後の対応により現在では二十八件となっている。」との答弁がありました。

二十 太陽光パネルの廃棄についてただしたのに対し、「太陽光発電設備、ソーラーパネルについては産業廃棄物であり、エコ・リレーセンサーごじょうでは受入れできない。」との答弁がありました。

二十一 市広報紙のとじ穴がなぜ開けられなくなったのかをただしたのに対し、「経費削減のため、今年度、試行的に取り組んだものである。」との答弁がありました。

二十二 ホームページでは、二年も経つのに旧庁舎の位置が示されている。ホームページの管理をどのように考えているのかをただしたのに対し、「御指摘を受け、市でできる部分は修正し、グーグル社にも改めて指示を行った。ホームページの維持管理等については、全庁的に毎月十五日に一斉点検日を設け、職員に対して周知しているが、市民の皆様に御迷惑をかけている部分があるかと思われる。」との答弁がありました。

二十三 昨年の予算審査で指摘した五條東小学校のライブカメラが立木で見えないことについてただしたのに対し、「すぐに立木の伐採ができず、移設に適当な場所もなく移設費用もかなりかかり、検討の結果、五條東小学校のライブカメラは有用性が低いとの結論になり、今月になって一旦廃止することを決めた。」との答弁がありました。

二十四 道路損壊などの通報に素早く対応できるシステムの導入についてただしたのに対し、「現在使用しているLINEシステムでは、動物死骸の通報システムは稼働しているが、そのメニューの中の道路破損等の通報システムは現在使っていない。メニューの追加は可能であ

るが、新システム導入については新アプリの導入等も含め検討する必要があると考えている。」との答弁がありました。

二十五 地域公共交通と路線バスの運賃の整合性について、市民に公平感のあるような取組は考えられるのかをただしたのに対し、「路線バスとコミュニティバスの運賃の差は、公共交通の課題であり、解消には路線バスへの運賃負担軽減策の導入か、路線自体を見直して一部の路線バスを低運賃のコミュニティバスに転換することなどが考えられる。どちらも市の財政負担が大きく財源確保が問題となる。また路線の見直しは、市をまたいで運行する広域路線バスとの競合等もあり、関係者の合意形成が必要なことや、市全体の公共交通の在り方にも影響することから、この問題については継続して調査研究をしてまいりたい。」との答弁がありました。

二十六 公園の管理委託について、予算額内での事業遂行が不可能となっている中での今後の対応についてただしたのに対し、「新年度は、草刈り以外にごみ掃除や日常の管理も含めた年間を通じての委託としている。ラジコン草刈り機の導入、また処分に係る運搬や受入れにいつでもできるだけ地元の負担を減らすよう協議してまいりたい。」との答弁がありました。

二十七 奨学金の肩代わり制度は即効性のある定住化対策だと思うが、定住の促進事業を今後どのような方向で取り組むのかをただしたのに対し、「五條市ビジョン第一條に、子どもを育てたいまちをつくる、総合戦略においても、子ども・子育て支援プロジェクトということで、子育て環境の充実、定住化施策に取り組んでいる。人口減少対策は、現在住んでおられる方が暮らしやすいまちづくりに取り組むことが、地域の活性化、市の魅力向上につながり、定住促進にもつながるものと考えている。補助制度創設においては、限られた財源の有効活用をはじめ課題の整理が必要であるが、今後も研究を重ねてまいりたい。」との答弁がありました。

二十八 災害ベンダーの自動販売機を市役所庁舎三階に設置した理由をただしたのに対し、「にぎわい棟の奥に設置していたが、稼働率が悪くベンダーから移設要望があり、一階の市民ラウンジには既に自動販売機等があるので、三階に設置した次第であり、他に適正位置があれば移設を検討する。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、当委員会に付託された十三議案について、慎重審査を経て、討論を省略し一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定しました。

本委員会の審査日程は、十八日までとなっておりますが、審査が全て終了しましたので、十五日をもって閉会しました。
以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の過程及び結果についてであります。
ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。
お諮りします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第一号、議第四号、議第五号、議第六号及び議第二十一号から議第二十九号までの十三議案を一括して採決いたします。
お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会委員長からの報告がありましたとおり、本十三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本十三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第四、同第一号から同三号までの三議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第一号 五條市固定資産評価審査委員会議員の選任について。

同第二号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

同第三号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました同第一号から同第三号までの三議案につきまして、いずれも五條市固定資産評価審査委員会委

員の選任についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市固定資産評価審査委員会委員であります、間林耕司委員、山本喜代志委員、谷口幸雄委員の任期が本年三月三十一日をもって満了となるため、その後任を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。

同第一号は、間林耕司氏の再任をお願いするものであります。同氏は司法書士をされております。

同第二号は、山本喜代志氏の再任をお願いするものであります。同氏は元税務署職員で、現在は税理士をされております。

同第三号は、新たに和所正憲氏の選任をお願いするものであります。同氏は本市の元職員であり、税務課長を経験され、地方税制にも精通しております。

三名とも専門分野に精通されており、識見はもとより地価の動向、家屋の構造についても精通されており、また信望が厚く、公平かつ公正、的確な判断を必要とする固定資産評価審査委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、令和六年四月一日からの三年間であります。

議員各位には御理解をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本三議案を一括して採決いたします。

お諮りします。

本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本三議案は原案のとおり同意されました。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第五、選第一号、これより、五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推薦の方法により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。
お諮りします。

指名につきましては、あらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、議長から指名いたします。

五條市選挙管理委員会の委員に、川ノ上清尊氏、木ノ下吉正氏、松本武士氏、中 祥行氏を、同補充員に、馬場 孝氏、堂本 操氏、植村和明氏、西浦孝子氏を、指名いたします。

なお、地方自治法第百八十二条第三項の規定により、補充員の順序は、ただいま指名いたしました順位にいたしたいと思います。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員に当選されました。

なお、五條市市議会規則第三十二条第二項の規定より、告知は文書をもっていたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第六、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第一号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

令和六年三月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 同 岩 本 孝

○議長（福塚 実）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番、山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が二〇一八年から二〇二〇年にかけて二・三倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が二〇一二年から二〇二〇年にかけて約六倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの二〇二〇年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた十代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の五六・四パーセントを占めているとのことである。

また、過去一年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「六十人に一人」と深刻な状況にあることも明らかになった。不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど現実逃避や精神的苦痛の緩和のために若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することですら罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時にオーバードーズによる健康被害は違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求める。

記

一 現在、濫用等のおそれがある医薬品の六成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子供（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

一 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

一 濫用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

一 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和六年三月二十五日 提出

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（福塚 実） 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することになりました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（福塚 実） 次に、日程第七、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 発議第二号 五條市議会基本条例の制定について、五條市議会基本条例を次のように制定する。

令和六年三月二十五日提出

提出者 五條市議会改革特別委員会 委員長 吉田 正

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。（「五番」の声あり）議会改革特別委員会、吉田 正委員長。

〔議会改革特別委員長 吉田 正登壇〕

○議会改革特別委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号 五條市議会基本条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方分権の推進に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割や権限が強化される中、議会自らが議会の活性化や議会改革の取組を積極的に行い、市民との関係強化と政策形成機能の強化を進めるための条例を制定し、議会及び議員の活動原則を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、我々議会が市民の信託に的確に応えるために必要な事項を定めようとするものであります。

私たち議員は、選挙によって選ばれた市民の代表者であるとの基本理念の下、これまで以上に自己研さんに努め、自らの活動について説明責任を果たし、市民と共に歩む、開かれた議会を目指し、合議体である議会の一員として力を集結し、また、議会は、議事機関として、意思決定の責任を果たすとともに、議会の継続的な改革及び議員のさらなる資質の向上に努め、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、一丸となって取り組むことを決意し、本条例を制定するものであります。

それでは、条例の概要について、御説明いたします。

前文は、条例の主旨を述べるとともに、市民の信託に全力で応えていく、私たちの決意を表しています。

第一章の総則では、条例の目的と基本理念について、定めています。

第二章では、議会及び議員の活動原則について、定めています。

第三章では、市民と議会の関係について、定めています。

第四章では、議会と市長等との関係について、定めています。

第五章では、議員間の自由討議について、定めています。

第六章では、政務活動費について、定めています。

第七章では、議員の政治倫理、定数及び報酬について、定めています。

第八章では、議会運営及び体制整備について、定めています。

第九章では、条例の位置付けと見直し手続について、定めています。

最後に、附則において、この条例は、令和六年四月一日から施行することと定めています。

以上で、提案理由の趣旨説明を終わります。

当委員会において協議を十分に重ねてきた条例案ですので、各位には、何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

本案は起立により採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（福塚 実） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第八、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 発議第三号 五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和六年三月二十五日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会 委員長 吉田雅範

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。（「十番」の声あり） 議会運営委員会、吉田雅範委員長。

〔議会運営委員長 吉田雅範登壇〕

○議会運営委員長（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号 五條市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件については、令和六年二月五日に阪合部地区自治連合会と阪合部山林自治会の代表者が、本市議会議長に面会のうえ、大規模な太陽光発電施設を整備するにあたり、五條市としても条例などによるルールを定めるなどの対応を求める要望書が提出されました。

このことから、議長の諮問を受けた本委員会において要望書の取扱いについて協議をし、議会が自らの意思で市のルールを作るためには、条例の制定しか方法がないことから、多様な意見の代表者であり、市民の負託を受けた我々議会がその権限を行使する判断をしたものです。

それでは、条例の概要について御説明いたします。

第一条では、本条例は、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境及び景観等に及ぼす影響並びに災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電設備の設置及び管理について、必要な事項を定めることにより、事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、もって本市の良好な環境の保全及び災害の防止に寄与することを目的とすると定めています。

また、第二条では定義について、第三条では事業者の責務について、第四条では土地所有者等の責務について、第五条では市の責務について、第六条では市民の責務について定めています。

第七条では適用範囲を定めており、総発電出力が五十キロワット以上の事業又は既に発電を行っている施設に増設して総発電出力が五十キロワット以上となる事業等を対象としています。

第八条では事業禁止区域について、第九条では抑制区域について定めています。

第十条では事前協議について、第十一条では標識の設置について、第十二条では説明会の実施について、第十三条では届出について、第十四条では事業終了後の措置について定めています。

第十五条では報告の徴収について、第十六条では立入検査について、第十七条では指導又は助言について、第十八条では勧告について、第十九条では命令について、第二十条では公表について、第二十一条では国及び県への報告について、第二十二条では委任について定めています。

附則において、第一項では、この条例の施行期日は規則で定めることを、また第二項では、経過措置について、この条例の規定は、この条

例の施行日以後に事業に係る工事に着手する場合に適用することを定めています。

以上で説明を終わります。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
お諮りします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
本案は起立により採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（福塚 実） 全員起立であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第九、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 発議第四号 五條市議会会議規則の一部改正について、五條市議会会議規則の一部を次のように改正する。
令和六年三月二十五日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会 委員長 吉田雅範。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。（「十番」の声あり）議会運営委員会、吉田雅範委員長。

〔議会運営委員長 吉田雅範登壇〕

○議会運営委員長（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号 五條市議会会議規則の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するにあたっての制約要因を解消するため、及びその他の規定について標準会議規則との整合を図るため、本規則の一部を別紙議案書のとおり改正しようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、次のとおりであります。

まず第二条第一項及び第九十一条第一項中、「事故のため」を、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第二項中、「日数を定めて」を、「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前の日から、当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」、に改めるものであります。これにより、本会議及び委員会における欠席理由を、出産、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的に例示として明文化するものであります。

附則で、条例の施行を公布の日からとしております。

以上で提案の趣旨説明を終わります。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
本案は起立により採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（福塚 実） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申請書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福塚 実） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会は、二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会にあたり一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、令和六年度各会計予算をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り厚く御礼申し上げます。理事者側各位には、事務事業の執行に際し、本議会各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政への一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

以上で閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和六年度五條市議会第一回三月定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重審議を賜り、令和六年度一般会計予算をはじめ全議案について原案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。

今会期中に賜りました議員各位からの意見や提言につきましては、今後の施政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、より一層の御協力をお願い申し上げます。

ようやく春めいてまいりましたが、まだまだ寒暖の差が大きい日が続いております。議員各位には健康に十分御留意いただき、これからも市政の発展と市民の幸せのため一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（福塚 実）これをもって、令和六年度五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後一時五十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 福塚 実

署名議員 吉田 雅範

署名議員 大谷 龍雄

署
名
議
員

仲
山

嘉

